

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他法科大学院の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

2 前項の法科大学院は、法務学府をいう。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本法科大学院は、人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する。

第1条の3 通則第52条の2の規定に基づき、法科大学院に教育課程連携協議会を置く。

(教育課程連携協議会の組織)

第1条の4 教育課程連携協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員のうちから総長が指名する者
- (2) 法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって、総長が必要と認めるもの

2 前項の構成員の過半数は、前項第2号から第4号までの者で構成するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(教育課程連携協議会の審議事項等)

第1条の5 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(入学資格)

第2条 法科大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、通則第10条のとおりとする。

(入学者の選抜)

第3条 入学を志願する者に対する考査は、志望理由書及び成績証明書並びに論文試験、面接試験その他法科大学院の定める資料を総合して行うものとする。

2 入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとし、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

3 入学者の選抜に当たっては、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合について一定の配慮をするものとする。

(学期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業の方法等)

第5条 法科大学院の教育は、授業科目の授業その他の教育課程の履修によって行うものとする。

2 法科大学院は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この場合において、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

3 法科大学院は、第1項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位、履修方法及び試験)

第6条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実習については30時間をもって1単位とする。

3 第1項に定めるもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度、法科大学院の教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、法科大学院長が別に定める。

第7条 学生は、法律基本科目群の授業科目64単位、法律実務基礎科目群の授業科目のうち必修科目10単位、法律実務基礎科目群の授業科目のうち選択必修科目から2単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから4単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから12単位以上(I群から4単位以上を含む。)並びに科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。

2 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

第8条 学生は、履修しようとする授業科目の選定について、担当教員の指示に従うものとする。

2 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、法科大学院長に届け出なければならない。

第9条 各授業科目の成績の評価は、その授業担任者が行う。

2 各授業科目の単位修得の認定は、法科大学院長が行う。

3 前項の認定の方法については、教授会の議を経るものとする。

第10条 単位修得の認定のため筆記試験等を行うときは、試験等の期日その他につき、あらかじめ公示する。

(成績)

第11条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種のいずれかの評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 法科大学院長は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあら

かじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第2のとおりとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 法科大学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第15条 前条、次条、第19条第1項及び第21条第3項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、通則第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者(以下「認定学生」という。)について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 法科大学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を法科大学院長に申し出たときは、教授会の議を経て法科大学院長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修了要件)

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

(在学期間の短縮)

第18条 法科大学院は、第16条の規定により、法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年とする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、1年次配当の法律基本科目群の授業科目32単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、認定学生について修得したものとみなすことのできる単位は、前項の単位のほか、別に定める基礎法学・隣接科目群の授業科目の単位とする。ただし、前項の単位と合わせて49単位を超えないものとする。

(進級制)

第20条 2年次への進級は、別表第3に掲げる単位数を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目のグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が所定の基準を超えるとともに、共通到達度確認試験において所定の成績を収めた場合に認める。

2 3年次及び法学既修者の次年次への進級は、別表第3に掲げる単位数を修得し、かつ、2年次配当の法律基本科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のGPAが1.5以上である場合に認める。

3 GPAは、履修登録した科目の5段階の科目成績を4から0までの点数(グレード・ポイント。以下「GP」という。)に置き換えて算出する1単位当たりの科目成績平均値とし、次の計算式によって計算する。

$$GPA = \left[\frac{\text{科目で得たGP} \times \text{科目の単位数}}{\text{科目の単位数の総和}} \right]$$
の総和/算出対象となる科目の単位数の総和(小数点第3位以下切捨て)

4 成績の評語に対するGPは、次のとおりとする。

(1) S (90点～100点) GP=4

(2) A (80点～89点) GP=3

(3) B (70点～79点) GP=2

(4) C (60点～69点) GP=1

(5) F (59点以下) GP=0

5 第1項及び第2項に規定する科目のうち履修登録しなかった科目の成績は、Fとして取り扱う。

6 進級できなかった場合、法律基本科目群の授業科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のうち、科目成績S又はAをとれなかった科目の単位は、無効とする。

(留学)

第21条 留学を志望する法科大学院の学生は、書面をもって法科大学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第14条第1項の規定は、法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(科目等履修生)

第22条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項及び第3項に定めるところによる。

第23条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院長に願い出なければならない。

2 法科大学院長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第24条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条から第11条までの規定を準用する。

第25条 法科大学院長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、法科大学院の校務について必要な事項は、教授会の議を経て、法科大学院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第216号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第77号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第146号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学法科大学院規則第6条第1項、第7条第1項及び別表第1の規定は、平成19年4月1日以降に本法科大学院に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年度九大規則第41号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第94号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第4号)

この規則は、平成20年4月17日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第90号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則別表1の規定は、平成21年度に本学府に入学した者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年度九大規則第93号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年度九大規則第109号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年度九大規則第128号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年度九大規則第7号)

1 この規則は、平成25年5月17日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成22年度から平成25年度までに本法科大学院に入学した者に適用し、平成22年3月31日に本法科大学院

に在学し、平成26年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第137号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則（以下「新規則」という。）は、平成26年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち長期にわたる教育課程の履修に係る規定は、平成26年4月1日に本法科大学院に在学する者に適用する。

附 則（平成26年度九大規則第163号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則第7条第1項、第15条、第17条、第19条、第20条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成27年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成28年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第129号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則別表第1の規定は、平成29年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第124号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成30年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第108号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成31年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和2年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第98号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和3年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年度九大規則第 9 9 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和 4 年 4 月 1 日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和 4 年 3 月 3 1 日に本法科大学院に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年度九大規則第 6 1 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和 5 年 4 月 1 日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和 5 年 3 月 3 1 日に本法科大学院に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年度九大規則第 6 4 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和 6 年 3 月 3 1 日に本法科大学院に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き本法科大学院に在学する者にも適用する。

別表第 1 (授業科目及び単位数)

実務法学専攻

授 業 科 目	単位数
法律基本科目群	
(基礎科目)	
基礎憲法 I	2 単位
基礎憲法 II	2 単位
(応用科目)	
応用憲法 I	2 単位
応用憲法 II	2 単位
基礎行政法	2 単位
応用行政法 I	2 単位
応用行政法 II	2 単位
基礎民法 I	2 単位
基礎民法 II	2 単位
基礎民法 III	2 単位
基礎民法 IV	2 単位
応用民法 I	2 単位
応用民法 II	2 単位
応用民法 III	2 単位
基礎民事訴訟法 I	2 単位
基礎民事訴訟法 II	2 単位
応用民事訴訟法	2 単位
基礎商法 I	2 単位
基礎商法 II	2 単位
応用商法 I	2 単位
応用商法 II	2 単位
基礎刑法 I	2 単位
基礎刑法 II	2 単位
応用刑法 I	2 単位
応用刑法 II	2 単位
基礎刑事訴訟法 I	2 単位
基礎刑事訴訟法 II	2 単位
応用刑事訴訟法	2 単位
公法総合演習	2 単位
民事法総合演習	2 単位
刑事法総合演習	2 単位
家族法	2 単位

法律実務基礎科目群 (必修科目) 民事裁判実務 刑事訴訟実務 法曹倫理 模擬裁判 実務総合演習Ⅰ 実務総合演習Ⅱ (選択必修科目) ロイヤリング・法交渉 リーガル・クリニック エクスターンシップⅠ エクスターンシップⅡ 要件事実論	2単位 2単位 2単位 2単位 1単位 1単位 2単位 2単位 1単位 1単位 2単位
基礎法学・隣接科目群 現代法哲学 歴史と法 法と政治 行政学 紛争解決の心理学 法社会学 外国法 外国語文献講読Ⅰ 外国語文献講読Ⅱ	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位
展開・先端科目群 (Ⅰ群※司法試験選択科目) 倒産法 倒産法実務 税財政と法 経済法 知的財産と法 知的財産紛争処理 労働と法 労働紛争処理 労働法実務 環境法 国際法 国際私法Ⅰ 国際私法Ⅱ (Ⅱ群) 社会保障法 民事執行法・民事保全法 少年法 刑事処遇論	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位

契約実務	2 単位
ジェンダーと法	2 単位
紛争管理と調停技法Ⅰ	2 単位
紛争管理と調停技法Ⅱ	2 単位
インターネットと法	2 単位
国際弁護士実務	2 単位
自治体法務	2 単位

別表第 2（履修科目の登録の上限）

1 年次	2 年次	3 年次
3 8 単位	3 6 単位	4 0 単位
法学既修者の 1 年次における上限は、3 6 単位、2 年次における上限は、4 0 単位とする		

別表第 3（進級制）

2 年次への進級	取得単位 3 2 単位以上
3 年次への進級	取得単位 6 0 単位以上
法学既修者は、次年次への進級は取得単位 2 8 単位以上とする。	